

第 21 回 岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

平成 28 年 11 月 24 日

第 21 回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 平成 28 年 11 月 24 日（木曜日） 14 時～16 時

○場 所 岩国市役所 5 階 51・52 会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告第 11 号 岩国市の都市計画に関する基本的な方針の改訂について

3 閉 会

○出席者〔委員 13 人〕

会 長 塚 本 俊 明 副会長 長 野 寿

委 員（1 号委員）

隅 喜 彦 廣田 登志子 福 田 邦 彦

（2 号委員）

越澤 二 代 丸 茂 郁 生 松 川 卓 司

（3 号委員）

石 田 高 嗣 代理委員 小 澤 雅 史

（4 号委員）

浅 田 睦 子 藤 重 保 章 宮 川 洋 田 村 巖

○欠席者〔委員 4 人〕

委 員（1 号委員）

榊 原 弘 之

（2 号委員）

植 野 正 則

（3 号委員）

岡 田 浩 二

（4 号委員）

田 村 巖

○傍 聴〔0 人〕

[14 時 開会]

○事務局 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、本日の審議会を始めたいと思います。本日は、大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会に御出席をいただき、誠に有難うございます。ただいまから、第 21 回岩国市都市計画審議会を開催させていただきます。私は、事務局を担当しております都市計画課の加納と申します。宜しくお願いします。それでは、会議の開会にあたり、高崎都市開発担当部長より御挨拶申し上げます。

○事務局 皆さんこんにちは。都市開発担当部長の高崎でございます。本日は、大変お忙しい中、第 21 回都市計画審議会に御出席をいただきまして、誠に有難うございます。また、平素より本市の都市計画行政に格別の御高配を賜り、重ねてお礼申し上げます。

今回の審議会では、第 4 章、第 5 章について委員の皆様方に御報告し、これにより「岩国市都市計画マスタープラン」の全体が出揃うことになります。後ほど、事務局から詳細に説明をさせていただきますが、委員の皆様方におかれましては、各分野における御経験を踏まえ、忌憚のない御意見を頂戴できればと考えておりますので、御協力の程、宜しくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。宜しくお願い致します。

○事務局 それでは、本日の委員の出席について御報告申し上げます。本日、榊原委員、植野委員、岡田委員、田村委員が所用により欠席との連絡をいただいておりますが、委員 17 名中 13 名の出席がありますので、岩国市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。なお、国土交通省山口河川国道事務所所長の廣川誠一委員につきましては、公務のため、石田高嗣専門官が代理で御出席とお聞きしていますが、ちょっと到着が遅れているようですが、このまま進めさせていただきたいと思います。もう暫くしたら到着されると思います。

次に、資料の確認をさせていただきます。先日、開催通知とともに送付させていただきました、第 21 回審議会資料、本日席上には、議事日程、配席表、付議書、パブリックコメントの配布イメージを配布させていただいております。皆さんお手元にお揃いでしょうか。それでは、ここからは、塚本会長に議事進行をお願いします。塚本会長宜しくお願いします。

○塚本会長 皆さんこんにちは。会長を仰せつかっております塚本でございます。本日は宜しくお願いします。それではこれより議事に入ります。お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。本日傍聴人は居られませんね。

では、日程第 1「議事録署名委員の指名について」でございます。本日の会議を進めるに当たりまして、規則第 13 条では、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員 2 人が署名押印の上、保存するものとする」と規定されているため、福田委員、浅田委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。宜しくお願いします。

続きまして、日程第 2「報告第 11 号 岩国市の都市計画に関する基本的な方針の改訂について」の説明を受けたいと思います。まず、都市計画マスタープランの構成、前回意見への対応について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、まず、資料の 1 ページをお開きください。都市計画マスタープランの構成をお示ししております。前回の審議会においては、緑の枠で囲っております「第 3 章 都市づくりの方針」について

御確認いただき、御意見をいただきました。本日は、赤い枠で囲った部分、「第4章 地域づくりの方針」と、「第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて」について御説明し、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

次に、2ページをお開きください。前回の審議会における主な御意見と対応について、御報告させていただきます。

まず1点目ですが、土地利用の方針のタイトルにある「土地利用類型と配置方針」について、表現の確認を求める御意見でございます。このうち、「土地利用類型」については、国土利用計画における地域類型である「都市、農山漁村、自然維持地域」に概ね対応する区分として、地形と土地利用とを考慮して「市街地、農地・集落地、山地・丘陵地」により整理しているところであり、現在の表現により対応したいと考えております。一方で、当項目の中には、配置方針だけでなく、その土地における土地利用方針等の記述も含まれていることから、タイトルを「土地利用類型別の方針」に修正することとしております。

次に、2点目の、将来幹線ネットワークイメージにおける「岩国西バイパス」の位置付けに関する御意見については、上位計画等と整合を図る形で見直しを行い、ネットワーク図の修正を行っております。修正した図を、4ページに掲載しておりますので、お開きください。この図は、個別の路線ではなく、各拠点を繋ぐ「軸」の視点で作成しているものです。岩国市街地と玖珂・周東地域を結ぶ県道岩国玖珂線、通称欽明路道路については、国道2号のバイパス的な道路として機能しております。この欽明路道路の渋滞状況を踏まえ、構想としてあがっているのが「岩国西バイパス」となっております。このため、岩国西バイパスの位置付けを「広域連携軸」とすることについて、御意見をいただいております。これについては、山口県が策定する「岩国広域都市圏の都市計画の方針」との整合等を確認した上で、各路線の位置付けの考え方を整理した結果、御指摘のとおり修正することとしております。

資料3ページにお戻りください。3点目の公園に関する御意見、4点目の遊休農地に関する御意見、5点目の岩国駅周辺の緑化に関する御意見につきましては、それぞれ関連計画における位置付けや方針を踏まえ、記述を追加、修正することとしております。

次に、6点目として、錦帯橋周辺の地区名を示す表記を整理する旨の御意見でございます。これについては、錦帯橋の両岸を指す場合は「岩国城下町地区(岩国・横山地区)」として統一して表記することとし、単独の地区を指す場合は岩国地区、横山地区などと表記し、区別することとしております。説明は以上でございます。宜しくお願いします。

○塚本会長 有難うございました。ただいまの事務局の説明について、御質問御意見等ございますか。おおむね前回御指摘いただいた内容の修正ができていますので、特に無いようでしたら次に進ませていただきます。続きまして、都市計画マスタープランの「第4章 都市づくりの方針(地域別構想)(案)」について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局 「第4章 地域づくりの方針(地域別構想)」について、御説明させていただきます。資料の5ページをお開きください。こちらには、地域別構想における対象範囲や、地域区分の設定についての考え方を載せております。地域別構想は、都市計画区域が指定された区域を対象として、大きく、岩国地域、由宇地域、玖珂・周東地域に分け、このうち岩国地域については地形的な特徴等を踏まえて更に4つの地域に分け、各地域における方針を整理することとしております。これについては、現計画を踏襲することと

しており、変更はございません。なお、この地域別構想につきましては、現計画策定時に、各地域の住民を対象とした「地域づくり市民懇談会」というワークショップを開催しており、そこで出された意見をくみ取りながら策定したものでございます。この度の改訂にあたっては、現計画の記述をベースとし、その後の事業進捗や関連計画等の策定、全国的な流れ等を踏まえた修正を行うものでございます。

資料の6ページをお開きください。ここからは、各地域における方針について、現計画と改訂案の対比の形で資料を作成しております。資料の各項目の左側に、通し番号を振っておりますので、この番号を用いながら説明させていただきます。なお、資料のボリュームもありますので、時点修正によるものなど、軽微な内容については説明を省略させていただき、主なものに絞って説明させていただきますので、御了承ください。また、スクリーンには、説明の場所が方針図のどの位置にあたるかをお示ししますので、参考に御覧いただければと思います。

それでは、資料の説明に入ります。岩国地域のうち、麻里布・川下地域です。当地域については、都市拠点を中心として、北は装束、南は川下までをエリアとして設定しています。まず、通し番号の4番、今津地区、川下地区に関する方針ですが、当地区では、商業地域が指定されていますが、住宅が多くを占める土地利用実態を踏まえ、商業地と住宅地の調和に関する記述を追加することとしております。

次に、8番ですが、長期未着手となっていた川下地区土地区画整理事業に関する記述です。これは、平成24年に土地区画整理事業を廃止しており、現在は「川下地区まちづくり整備計画」に基づくまちづくりを進めていることをふまえ、内容を修正しております。

次に、12番ですが、幹線道路の整備に関する記述です。川下地区の東西を繋ぐ幹線道路である都市計画道路「楠中津線」が事業化され、整備を進めていることから、その旨を追加しております。

次に、17番目、岩国港に関する記述です。物流関係の記述に加えて、近年積極的に活動を展開している大型クルーズ船の寄港誘致に関する取り組みについて、記述を追加しております。また、18番目、離島航路に関する記述につきましては、全体構想にあわせ、地域別構想においても記述するものです。

次に、19番目ですが、前回の全体構想の際にも御意見をいただいておりますが、岩国駅を中心とする市街地の重点的な緑化に関する記述を新たに追加しております。中心市街地については、「岩国市みどりの基本計画」においても緑化重点地区として位置付けることとしており、こうした方針を地域別構想においても定めるものです。

次に、8ページをお開きください。30番ですが、日の出地区に整備する、新たなごみ焼却施設に関する記述を追加しております。右側の9ページでは、麻里布・川下地区の方針図を載せておりますが、これは、地域別構想における主な方針について特出しで示しているものでございます。地域別構想の改訂や事業進捗にあわせ、修正・追加を行っております。あわせて、広域幹線道路を示す線を強調したり、整備中の地域幹線道路を示す表示を変更したりするなど、表現の修正を行っております。

次に、10ページをお開きください。西岩国地域についてです。当地域については、岩国城下町地区周辺や御庄、藤河地区などをエリアとして設定しております。33番から36番については、岩国城下町地区などに関する記述でございますが、同地区においては、景観計画の重点地区の指定や、「錦帯橋を中心とした錦川両岸地域のまちづくり将来ビジョン」等に基づき、景観の保全、街なみ環境の整備等が進められております。この度の改訂にあたり、こうした動きを踏まえて方針の修正を行うものでございます。次に、右

側の 11 ページを御覧ください。39 番では、多田・藤河地区における市街化区域への編入について記述しております。これは、岩国インターチェンジ近くの錦川左岸の土地における方針を示しておりましたが、平成 25 年に区域区分の見直しを行い、編入の都市計画決定をしておりますので、削除することとしております。次に、42 番の西岩国駅前地区の土地区画整理事業に関する記述です。当地区では、長期未着手となっている土地区画整理事業のあり方を見直すこととしており、現在、地元住民との話し合いを進めているところでございます。現計画において、「市街地整備に努めます」の表現となっておりますが、この表現だと道路や水路等のハード整備のイメージが強いため、ハード整備に限らず、まちづくり全体としての対応に繋がるイメージとなるよう、「地区の実情に合ったまちづくりを推進します」と修正することとしております。

次に、12 ページをお開きください。51 番については、錦帯橋周辺の緑の保全や、風致地区に関する記述として整理しておりますが、風致地区の権限移譲を受けて策定した風致保全方針をふまえ、記述を修正することとしております。また、54 番については、風致地区の保全に繋がる記述を先ほどの 51 番に集約しておりますので、自然休養林に関する記述として整理しております。次に、57 番の、藤河、御庄地区における上水道の給水地区拡大については、事業完了に伴い、削除することとしております。右側の 13 ページには、方針図を載せております。地域別構想の改訂や事業進捗にあわせた修正、路線等の表現の修正を行っております。

14 ページをお開きください。南岩国地域でございます。当地域については、南岩国駅や平田地区、愛宕山地区などをエリアとして設定しております。65 番に、愛宕山地区における土地利用方針を示しておりますが、医療センターと消防防災センターの整備完了をふまえ、記述を修正することとしております。69 番には、南岩国駅前地区の土地区画整理事業に関する方針を示しております。これについては、西岩国駅前地区と同様、「市街地整備」の表現を改め、「地区の実情にあったまちづくりを推進します」と修正することとしております。右側の 15 ページ、86 番では、愛宕山地区の運動施設エリアに関する方針を追加しております。御承知のとおり、同エリアでは、国により、野球場や陸上競技場などの整備が進められていることを踏まえ、「施設を活用し、スポーツや文化を通じた日米交流を推進する」旨の記述を追加することとしております。16 ページには方針図を載せております。地域別構想の改訂や事業進捗にあわせた修正、路線等の表現の修正を行っております。なお、図の下側でございますが、岩国南バイパスの南伸、岩国西バイパスの表現を変更しております。これらの路線は構想路線であり、現段階でルートが決まっているものではないことから、ネットワークとしての大きな考え方を示す表現に改めるものでございます。

17 ページをお開きください。岩国南部地域です。当地域については、岩国地域のうち、藤生地区より南側をエリアとして設定しております。94 番ですが、医療センター跡地に関する方針でございます。跡地については、現在、「黒磯地区交流拠点づくり構想」の策定を進めているところです。今後とも、「福祉のまちづくり」をめざし、周辺地域の住環境や自然環境等に配慮した適切な土地利用の誘導を図ることとしております。18 ページの 99 番では、岩国南バイパスの南伸に関する記述を載せております。これについては、北側とのアクセス向上のみを表示している現記述を削除し、「南伸による広域交通環境の整備」という、南岩国地域における記述と同様の記述となるよう、整理することとしております。このほかにも、全体構想の改訂内容や関連計画との整合などを踏まえた修正を行うこととしておりますが、説明は省略させてい

たきます。19 ページには方針図を載せております。他地域と同様に、地域別構想の改訂や事業進捗にあわせた修正、路線等の表現の修正を行っております。なお、構想路線である岩国南バイパスの南伸について、岩国柳井間を結ぶ路線ということをふまえ、南側に向けて線を伸ばすこととしております。

20 ページをお開きください。由宇地域でございます。当地域については、由宇町の区域をエリアとして設定しております。右側の 21 ページの 121 番ですが、由宇町の市街地北側にあります、堀田地区に関する記述でございます。堀田地区では、農地転用による住宅の増加、農業振興地域において都市的土地利用が増加しつつある状況を踏まえて、用途地域の指定について検討を行ったところですが、依然として多くの農地が残っている現状を踏まえ、農政部局との協議により現状維持となった経緯がございます。こうした経緯をふまえ、用途地域の指定ではなく、違う手段を用いながら、農地と住宅が共存できる環境づくりを進めることとしております。このほかにも、全体構想の改訂内容や関連計画との整合などを踏まえた修正を行うこととしております。23 ページには方針図を載せております。他地域と同様に、地域別構想の改訂や事業進捗にあわせた修正、路線等の表現の修正を行っております。

24 ページをお開きください。玖珂・周東地域でございます。当地域については、玖珂町及び周東町の区域をエリアとして設定しております。148 番ですが、千束地区の用途白地において、大規模商業施設が立地していることをふまえ、用途地域の指定を検討することとしておりました。土地利用状況等を踏まえて用途地域の見直しを行い、平成 27 年に用途地域の指定を行ったところであり、今後は指定用途に従った土地利用の誘導が図られることから、当該記述については削除することとしております。このほかにも、全体構想の改訂内容や関連計画との整合などを踏まえた修正を行うこととしております。26 ページには方針図を載せておりますが、他地域と同様に、地域別構想の改訂や事業進捗にあわせた修正、路線等の表現の修正を行っております。説明については以上です。御審議の程、宜しく申し上げます。

○塚本会長 有難うございました。結構量も多かったので大変かと思いますが、地域別の構想ということで、前回同様、中間の改訂という事で基本的には前回は踏襲しつつ必要に応じて変えた所、修正をかけた所について説明をいただきました。主にはその部分からの御意見になるかと思いますが、場合によっては構想図等を見て、御質問等有ればそれでも結構です。御質問等ありましたら、お願したいと思いますが、順番で行くと皆さん混乱されますので、順番に行かせていただこうかと思いますが宜しいでしょうか。では、まずは岩国地域の中の麻里布・川下地域について。この地域についてもいくつか修正が加わった部分について説明があったかと思いますが、御意見御質問等あったら宜しくお願いします。どうぞ。

○越澤委員 まず、6 ページの 8 番の所ですが、今回、改訂案として「川下地区まちづくり整備計画」に基づき幹線道路や公園下水道等の都市基盤整備を推進することにより、という所ですが、現在、楠中津線が計画されていまして、中央フードの裏の所までが、平成 38 年の完成という事で、約 10 年のスパンという事になりますが、文言の中に「川下地区まちづくり整備計画」という事で、川下地区の土地区画整備事業を廃止して新たにこの「川下地区まちづくり整備計画」に基づくまちづくりを進めるにあたって、色々御要望があったと思います。あそこの中央フードから国道までの計画についてはこの中には入らないのでしょうか。入っていると認識していいのでしょうか。

○事務局 「川下地区まちづくり整備計画」におきましては、現段階で、都市計画道路の見直し等もやっているとありますが、都市計画道路としては整備を進めていくという事で整備計画はできています。幹線道

路として整備していくという方向での計画になっています。

○越澤委員 分かりました。川下地区は本当に長年道路整備が進まなかった訳で、最近では多くの方が、早く土地を購入してください、という機運になっています。なので、今、そういう元気な高齢者の方がおられるうちにしっかり進めていかないといけないと思います。

それともう一点、7ページの20番ですが、中央公園では錦川の水辺とクスノキ巨樹群を活かした親水性の高い護岸を整備し、と言う所で、今クスノキも大変古いです。各地の観光地では古い樹木が倒壊するということも起こっていますが、その辺りの樹木の管理といった事についてはどの様になりますか。活かす事については全然問題ない訳ですが。

○事務局 その辺りについては、公園みどり課と協議しながら、河川敷ですので、県も関係してきますので、一緒になって方向性を定めていくことになるかと思います。

○越澤委員 川下地域の中で、クスノキ巨樹群の所は大変メインを占める所かと思います。住民の方からは、あのクスノキは良いんだけど、下でゆっくり読書は出来ないよと、鳥の糞害という事もありますので、小さい事まで取り上げることはできませんが、そういった事も見据えたうえで載せていただければと思います。

○事務局 こちらに載せてある内容として、街区公園とクスノキ広場が供用開始されていますが、将来は都市計画決定している大きい中央公園として、来年度から、未着手の都市計画公園の見直しも行う予定にしていますが、その中で、この公園をどの様に整備していくかという検討も行う事としていますので、今の段階では都市計画決定の内容を踏まえてこういった記述にしています。

○越澤委員 将来的な課題だろうと思います。次に8ページの30の項目ですが「日の出～推進します」という事で、焼却施設の整備は着々と進んでいるかと思いますが、住民の方から熱利用の要望もあるかと思いますが、その辺りについてはこの計画の中に文言を載せることができるのでしょうか。

○事務局 都市施設として、焼却施設をこの中に表現していますが、小さい項目は事業の中で考える物かと思いますが、この中では焼却施設と言う表現に留めざるを得ないと思います。

○越澤委員 もっと事業が進んできて、その辺りがどうなるかなと、言う所が気になる所ではあります。私の方からは以上です。

○塚本会長 他にございますか。どうぞ。

○宮川委員 いただいた資料に、所々、狹隘道路という表現が見受けられます。それらの道路が見受けられる地域では、土地区画整理が未着手であったりネガティブな印象を受けます。おそらく、何かの障害があるのではと思います。過去に狹隘道路の整備などをやった際に、どの様な御苦勞が有ったか、お聞かせください。資料6ページの1つ目や、11ページの2番の所の「狹隘道路が多くみられる長期未着手の」この様なものを解消するときに、どの様な苦勞が伴ったのでしょうか。

○事務局 川下地区のことで言いますと、狹隘道路が多い地区ではあるんですが、区画整理事業で解消するという事にはしていたんですが、平成24年に区画整理事業は廃止し、その代わりに、まちづくり整備計画をたてて楠中津線の整備などもしておりますが、それとは別に、狹隘道路の対策として、住民の方から申請があった場合、他の地区ではその部分を寄付していただく事になりますが、川下地区に限っては、提供される土地を市が買い取りますよという事で、積極的に市が狹隘道路を解消するような制度を定めたうえで、

区画整理事業を廃止しておりますので、今後は、区画整理事業ではなく、狹隘道路を解消する事業を進めていく中で、順次解消を図るような仕組みになっています。

○宮川委員 つまり、地権者との話し合いに折り合いがつかなければ、なかなか進めにくいという事業でしょうか。

○事務局 制度上は、地権者から御要望が有って、御自分の前の土地だけでも結構ですが、申請をしていたければ、順次解消していくという事で、市が積極的にこうして欲しいと言う様な制度ではありません。

○宮川委員 有難うございました。きっと御苦労されているんだろうと感じました。

○塚本会長 では他に。どうぞ。

○松川委員 私からは資料 6 ページの 4 番の所で、現行では「周辺地域の日常的な生活サービスを支える地域に身近な商業地」とあるのを、「幹線道路沿い等を中心に日常生活を支える身近な商業・業務地、住宅地」という表現に今回変わっていると思います。私も駅前地区に住んでいますが、麻里布地区においては、特に高齢化が進んでいます。というのが、市の周辺部から中心部に転居する高齢者の方が増えているという事が一つと、昔の総合庁舎があった場所に、サービス付き高齢者住宅が出来たという事で、今言われているのが商業と医療の連携、医商連携という言葉が最近言われていますが、この文言の中に医療と福祉が入っていませんが、この日常生活を支える身近な商業・業務地と、医療とか福祉といった言葉を、高齢化問題についても今後色々な問題が出てくると思いますので、そういった事が入れていけないかなと思います。

○事務局 今津・川下地区につきましては、沿道沿いといった地域になります。商業地といった用途の地区になりますので、実際は、身近な買い物ができたり高齢者の方がこういったサービスを受けるような施設については、今後、集約型都市という動きの中で、医療であるとかそういった施設を集約していくという意味では、岩国市の中では、中心市街地の辺りを想定しているところです。都市計画マスタープランでも、そのような記述にさせていただいており、その意味では、今津・川下地区においてそのような拠点を作っていくイメージではないので、身近な買い物ができる、というような表現に控えています。

○松川委員 では 3 番目の、岩国駅を中心とする市街地の所に入れることはできますか。現行の「多様な都市機能の集積を図る」というのがそれに当たるということでしょうか。わかりました。それともう一点、15 番の所で、岩国駅及び周辺では、岩国駅のバリアフリー化と東西自由通路、駅前広場等の整備により、駅利用者の利便性向上を図る、と書いてありますが、このたび、岩国駅が平成 29 年度に完成予定で、31 年の完成に向けて駅前広場が改修に取り掛かるという事で、バスターミナルが非常に充実されると聞いておりますが、今後、高齢者にとって、公共交通機関を使う生活パターンが必要かと思いますが、ここに「公共交通機関」という言葉を入れていただけないかと思いますが如何でしょうか。

○事務局 「交通結節機能の強化及び利便性の向上」という所で述べていますが。

○松川委員 確かにそこにあります。敢えて「公共交通機関」という言葉を入れていただくのはどうかと。折角バスターミナルも出来ることだし。言葉を出すことによって、より充実を図るという意味で。交通結節機能という言葉では、ざっくりし過ぎている様に思います。

○事務局 今は J R なども含めて、交通結節機能と表現していますので、それをより分かりやすくと言う意味ですね。

○松川委員 前回の会議の中でも、各地区を結ぶ公共交通機関の話が出たかと思いますので。

○事務局 検討させていただきます。

○塚本会長 有難うございました。では、検討させていただくということで。その他に、はいお願いします。

○藤重委員 藤重と申します。28番の所ですが、洪水災害や、避難や、浸水被害を防止するため、という表現から、今回、抑止軽減という表現に変わってますけど、こういう災害はゼロ災であることが究極の追求点だと思うんですが、防止から抑止軽減に変わっていることによって、どういう様に評価されたと解釈したらいいんでしょうか。

○塚本会長 はい、有難うございました。お願いいたします。

○事務局 全体構想の方でも、こういった記述で了解いただいたところですので、それに沿った表現に変えさせていただいたところではあります。今まで、防災ということで、とにかく水害や災害が起こらないように、ということしか表現が無かったんですが、現状では色々と自然災害が増えている中で、すべてを防ぎきるのは難しいというところから、もし起きた場合にも、被害を最小限にする為の対策も必要だろうということで、どちらかと言うと、防止プラスもし起きた場合でも被害が最小限で済むような対策も必要だろうという事で、両方の意味から考えていく必要があるという意味で、表現を変えさせていただいたので、防止だけをしないといけないというものを、プラスで変えさせていただいたという様な、後ろ向きな表現ではないと考えているところです。

○藤重委員 防止だとゼロになる可能性を期待できますが、抑止というのは、ある程度の努力の度合いであり、軽減というのは、ゼロにはならない可能性の表現だと思うので、その辺が強くなったとは解釈できない所があるんですが。

○事務局 言われることは本当にごもっともと思いますが、今、想定しうる非常等に対応しようと思ったら、住む場所が無い様な状態にしないといけなくなるような状況になってきている中で、最低限、ある程度の事に対しては防止できるけれど、それ以上になったら、どうしても防止できない状況が起こるという観点から、抑止という表現しか無いかなと言うことで、こういう表現になっています。

○藤重委員 災害対策というのは、基本的にはすべからずキャッチアップですから、現状で考えられる最大の対策、最良の対策というのが、我々がいう様な表現に、もししていただけるなら、御検討いただければと思います。

○塚本会長 はい、有難うございました。この場で回答されますか、それとも検討という事にしますか。

○事務局 1点だけ、都市計画マスタープランは市が作りまして、その上位計画として、県が定めます区域マスタープラン、整備、開発及び保全の方針というのがあります。その、県が定めるマスタープランの中の災害の記述につきましては、現行では、「災害に対しては被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう」という表現になっておりますので、そういった上位計画との整合を図りつつ、こちらの方は検討してきた経緯がございます。その辺については、もう少し検討させていただきます。

○塚本会長 はい、有難うございます。

○小澤委員 すみません。少し県も関係ありますので、意見を言わせていただきます。確かに岩国市が言われるように、抑止・軽減というのは、後ろ向きな表現ではないと私も思っています。当然、藤重委員が言われるように、私共は、計画規模を定めて、例えば河川であれば錦川などで使用しています。実際は30年

に 1 回程度の洪水に耐えられるような、護岸整備をしていますが、先ほど市も言われたように、超過洪水、計画規模をはるかに超える雨がどうしても起こり得ます。そうした場合は、当然、計画規模を超えた分については耐えきれないという事がどうしても起こります。そのために、ハードやソフト、ソフトと言うと逃げていただくしか無いという事もありますが、そういう面では、ある程度、計画規模等を決めて有りますけども、もっと大きな災害がくるかもしれない、その時は軽減する、そして、それを補うために逃げていただくというような表現になっています。抑止は、完全に防ぐんですが、それはある程度の規模までは止めて、超えれば軽減するという表現であって、岩国市を応援するわけじゃないですが、表現については、県の計画や防災計画においても、通常使う表現であると認識しております。

○塚本会長 はい、有難うございます。そういうことも含めてご検討いただければと思います。他に。

○丸茂委員 はい。質問ですが、7 ページの 9 番目、文言を一部修正されていますが、東地区に関して、昔から人絹町と言われて、昔ほどの賑わいは無いにしても、今も小さな商店の方など、いろんな会社の方々も頑張って地域を盛り上げようとされているので、ここの、工場と住宅が混在する地域、のところに、商業とか業務地という表現を載せていただけないかなと。なぜなら、今から、岩国駅の東西自由通路とか、焼却場に伴う温水施設ができたりすると、交流人口もかなり増えてくると思いますので、小中一貫校も含め、東地区がかなり整備されますので、そういった事で、文言を付け加えていただけないかと思います。

○事務局 今言われた、商業であるとか、商店が残っているという部分のお話は、中心市街地に入っているエリアのお話になりますので、これは 3 番目の記述でカバー出来ていると思います。今この 9 番目に出てるのは、今津川沿いの東などの準工業地域に指定されている地域について、昔は工場などがあった中で、今は住宅地化が進んでいるという事で、工場も減ってきてはいるんですが、まだ有りますので、後から来られた住民の方が苦情を言われるなど、トラブルが起きる可能性もありますので、そういった事が無いように、住宅と工場が共存していくような街づくりを進めていきますという意味で、工場と住宅が一緒になっている様な準工業地域、という表現になっています。

○丸茂委員 3 番の所で、中心市街地として入っているのはそうだろうと思ったんですが、4 番の所でも今津地区や川下地区と入っていますので、こちらにも、入れても良いのではと思い、指摘させていただきましたが、文言としてそこに入れるのは難しいでしょうか。

○事務局 東地区の中でも、中心市街地以外の部分をもし入れるとすれば、4 番目に加える方が、姿勢としては生きますので、その辺りは検討させていただきたいと思います。

○塚本会長 はい、有難うございます。これは、現行の表現では、工場と住宅が混在する岩国駅東・川下地区という、岩国駅東や川下地区がすべて工場と住宅が混在しているというふうに受け取られるので、逆に岩国駅東・川下地区等の中でも工場と住宅地が混在する地区ではというふうによりエリアを限定されたと、そのために文言を変えられたということですね。

○事務局 そうです。

○塚本会長 ということで御理解いただけますか。はい、有難うございます。

○松川委員 1 点だけいいですか。この記述の中で、入れるかどうかについて、私も疑問点がありますが、先程も少し出しましたが、東小学校と中学校が、小中一貫校として、先進的な教育を今度実施するわけですが、そのことと、あとシンフォニア岩国について、文化的施設についての記述がどこにもありませんが、

この辺りの考え方を。入れてもいいかなと思いましたので。小中一貫の先進教育ですよ。

○塚本会長 はい。今の質問よろしいでしょうか。回答できるようにしたいと思います。

○事務局 都市計画マスタープランの中では、これが小さい項目になりますので記載していません。どの地区に対してもですが。それで、ここだけをというのは少し違和感があると思いますので。小さい一つ一つの方針については、次の下の段階で計画していければと思います。

○塚本会長 はい、有難うございました。それでは、後ほど返っていただくということも前提で、次の西岩国地域、10 ページから 12 ページ、図面でいうと 13 ページまでの 4 ページの中で、いくつか修正されたところもありますし、その他でも結構です。御質問、御意見がございますか。

○塚本会長 先ほどちょっと御指摘が入った狹隘道路の 42 番がございますが、これは先ほどの説明で宜しいでしょうか。はい、お願いします。

○越澤委員 先ほどの狹隘道路のところですが、改訂案では「地区の実状に合ったまちづくりを推進します」と変わっていますが、何かそういうまちづくり推進協議会か何か、そういうものがこの地域でも出来てくるということですか。

○事務局 今年度から、まちづくり協議会の準備会というのを委員会という形をとりまして、そこからまちづくり協議会に移行して、皆でつくった、合意形成の図れたまちづくりの計画を踏まえて市街地整備を行う、そういう考えで動いています。

○越澤委員 ですから、川下地区でやったのと同じような手法で、ここのまちづくりも進めていくということと理解したらいいですか。

○事務局 そういう意味でこの様な表現にさせていただいています。

○越澤委員 わかりました。すみません。

○塚本会長 他に無いようでしたら先に進めさせていただきます。南岩国地域で、14 ページから 16 ページです。はい、お願いします。

○松川委員 大きなところですが、14 ページの上の基本方針が、「南岩国駅を中心とした地域の生活拠点」、それともう 1 点が「緑豊かな住宅地」、もう 1 点が「ハス田や干潟からなる自然環境の保全」と大きく 3 つに分かれています。これに、私は愛宕山の医療センター、防災センター、運動施設公園、これをこの大きな所に入れた方がいいのではないかなと、地域的にも一番中心にありますし、一番大きな施設が今後出来上がるわけなので、確かにここにうたってはありますけど、基本方針の中に愛宕山の施設を入れた方がいいのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。要するに、基本方針の中の、3 つを 4 つにしてはどうかと。面積も大きいし、中心部分でもあります。

○事務局 検討させていただければと思います。

○塚本会長 では検討いただくということで。

○事務局 4 つにするのか、それとも、南岩国駅を中心とした地域の生活拠点の形成といった中に入るのか、そういったことや記述の方も含めて検討させていただければと思います。

○塚本会長 はい、有難うございます。只今のような全体方針に戻っていただいても結構です。はい。

○越澤委員 今の愛宕山地域ですが、愛宕山地域のもともとの計画の中には、緑豊かな、という言葉が入っていたと思います。住宅団地ができるまでの形の中で。今、周辺環境に配慮した土地利用の誘導をすると

か色々書いてありますが、消防センターの周りの緑がどんどん今なくなってきたのが現状です。今、一生懸命法面の工事をされていますので。やはり、整備後の緑化というのは、非常に住民が求めていることでもあるので、そういった、愛宕山地区ではという記述のところに、緑とか、そういったものを入れて、拠点の形成を図っていただきたいと思います。そういう言葉はこの改訂案の文言の中に入りませんか。

○事務局 周辺環境への配慮という中で、工法的には法枠でやっていますが、緑化工法と言って、茶色に見えますが、緑になっていくような工法で考慮してもらっていますので。

○越澤委員 今のイメージでは、無くなってきているというイメージが非常に強いです。ですから、今の型枠工法が、緑化をメインに進めておられるのであれば、周辺環境に配慮した緑化も含めてとか、そういう事の為にやっているんだ、というイメージがあればいいと思います。

○事務局 緑地と周辺環境に配慮し、というような意味が入っていたら良いのではという事ですか。検討させていただければと思うんですが、前回も同じような質問をいただいたと思うんですが、市としては、愛宕山のエリアはもちろん、山手とかそういった市街周辺の里山や緑が大事だということは、みどりの基本計画の中でもうたっておりますし、そういった意味では、すべての市街地周辺の山林の部分を守っていかないといけないという意味で、ここでいうと 82 番ですが、全部の地区で市街地周辺の山林丘陵地については、都市の風致や潤いに資する貴重な緑として適切に保全を図りますということで、すべての市街地周辺についてうたっていますが、愛宕山の中にも入れるかどうかということも検討させていただきます。

○越澤委員 周辺住民の方から、あそこの緑を残すと言われたのに、という言葉は私たちもよく聞くので、そういう工法で進めていますよと言うんですが、やはり緑はきちんと守っていくよと言う文言があればまた違うのかなと思ったんですが。

○塚本会長 はい。有難う御座いました。これは、方針を 4 つにすれば、その中できちんと述べることも可能かと。それも含めてご検討いただくということで。先ほどの説明ですと、主にその辺りが時点修正というか、方針をより変えているところではありますけど、その他の点で、お気づきになったところはございますか。

○塚本会長 69 番も先ほどの川下地区のような整備のイメージでいっていらっしゃる。

○事務局 少しイメージが違う、というのが、南岩国の土地区画整理の区域は昔のハス田の区域で、結構ハス田の区割りが出来ていまして、それを基に、都市施設をどうしたらいいかという事を、こっちは行政主導で考えていきたいなど。それを住民に理解してもらって、合意を取った中で、変更を検討しているところ。ただ、方向性はまだ決まっているわけではないので、今検討しているところです。

○塚本会長 はい、有難うございました。他によろしいですか。そうしましたら、今度は南部地域、17, 18, 19 の 3 ページです。はい、どうぞお願いします。

○隅委員 17 ページの 94 ですね、医療センター跡地について、これは情報があまり入ってこないんですが、ここに書いてあるには、「医療センター跡地では、市民が安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちづくりを目指し」、という言葉が初めて入っていますが。

○事務局 議会の方では、すでに福祉のまちづくりという方針が示されていますので、それを受けて都市計画マスタープランでも整合を図るために、まちづくりの方針として、福祉のまちづくりというふうに今回掲載させていただきました。

○隅委員 そしたら 19 ページの地図の跡地の所に、赤い字で、「福祉のまちづくりをめざし」、としっかり書いてありますが、そういう意識で見てよろしいですね。そのためにはやっぱり海岸沿いの道路を使っているのは成り立たないですから、南伸道路ができない限り、ある意味難しいのではないかと思いますから、計画としては先の話に、どの程度先の話になるかわかりませんが、そういう意識でよろしいですね。わかりました。

○塚本会長 有難うございました。今、先ほど変更された場所という、両方の話が出たようですけど、他に何かお気づきになった点はございますか。無いようでしたら、今度 20 ページから 23 ページです。大きくは堀田地区の辺りの記述について明記されましたが、それも踏まえて何かございますか。

○越澤委員 由宇地域の基本方針の中に自然の海や港を活かした交流の促進として、由宇地域の沿岸がありますが、先ほど通津のところで、やはり通津地域と由宇地域と言うのは非常にくっついているところですので、103 の項目の中に、通津美ヶ浦では、瀬戸内海への眺望や浜辺と一体となった海辺のレクリエーションの場となる公園の維持・活用を図りますということで、流れとしては、南部と由宇地域との境目がありますが、その辺の捉え方というのはどうなのかなと思いますが、そういう意味からすれば、由宇も通津も一緒にあってもおかしくない。逆に言ったら、通津の通津美ヶ浦公園だけがなぜか浮いてしまう。由宇に取られて通津がちょっと寂れてきたという現実もあるんですが、そういう流れの中で、両方が一体化できるような流れも、あの区切りがどうなのかなと少し思う所ですが、その辺はどう考えたら良いですか。

○事務局 今の都市計画区域自体が、岩国都市計画区域と岩国南都市計画区域の境が由宇と通津です。これがネックになりますが、都市計画区域ごとで方針を定めているので。中身も、線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域ですので。一緒に考えるということも、過去の検討の中でありましたが、非線引き線引きの枠を超えて一つの都市計画区域というのがなかなか難しかったという流れの中で、このような形になっています。

○越澤委員 この基本計画、基本方針から見たらやっぱり由宇と通津は一緒の方がいいのではと、昔から思っているところです。地域もたぶん一体感というのはすごくあって、しかし都市計画区域が違うために、あそこで仕切るところに、なにか進みにくいところもあるのではないかと。

○事務局 委員の言われる通り、課長も申し上げましたが、一般的に市民の皆様方が、岩国市南部地域といった時には、こちらの保津、通津から、由宇も含めて南部地域と捉えられる方のほうが多いと思います。しかしながら、都市計画マスタープランを作成する時には、やはり線引きと非線引きという違う都市計画の中で区域を分けて定めておりますので、今回は改訂という形でやってきている所でもあり、大幅にこの地区を合体させて南部地区というのは、今回の改訂では非常に難しいと考えています。私たちも、ここで一緒に南部地区と言ってしまうたいんですが、特に黒磯から通津の辺までにかけて、大きな施設等ありません。通津の方は少し工業団地がありますが、あとは沿岸部にも漁村が存在しているだけなので、一体化したいというところはあるんですが、今回の改訂では、別々の区域で整理させていただけたらと思います。

○越澤委員 そうですね。基本方針が変わらないので、どうなのかなという思いもありますが。過去の経緯もあるので、いきなり一本にというわけにはいかないでしょうが、そうすることで、市内の一体化が図れるかな、とも思います。

○事務局 特に工業団地などは、通津から由宇までですが、それをここで分けているような状況になってい

ますので、そういった課題は認識しています。

○越澤委員 わかりました。

○塚本会長 両方のエリアに、同じように工業の部分が少しはみ出して書いてあるというのはそういう意図だろうと思いますが、先ほどの海岸のレクリエーションの様な所などを表現するにはちょっと広すぎるという気がします。

○事務局 そうですね。

○塚本会長 他によろしいでしょうか。では最後の玖珂・周東地域、ページで言いますと 24 ページ、25 ページ、26 ページになります。先ほどの説明で、用途を指定したので記述がなくなったということ以外は、特に修正点はありませんでしたが、お気づきの点などありますでしょうか。無いようでしたら、とりあえず一旦、この部分についての話を終了させていただき、第 5 章の説明をお願いしたうえで、最後にお気づきの点がありましたら、一括して伺おうと思います。それでは第 5 章 都市計画マスタープランの実現に向けて（案）について説明をお願いします。

○事務局 27 ページをお開きください。第 5 章では、都市計画マスタープランで掲げる将来像の実現のために、これまでに定めた各方針をどのように実行していくか、また、その優先度等についてお示ししております。なお、この度の改訂においては、現計画をベースに、制度の改正や取り組みの進捗等をふまえた内容として整理しております。

まず、協働のまちづくりについて御説明させていただきます。「(1) まちづくりの役割分担と相互支援」でございますが、都市計画マスタープランの実現には、市民、まちづくり団体や NPO、企業等および行政が、相互に対等な立場で、それぞれの役割を認識し、協力し合ってまちづくりに取り組むことが重要です。それぞれの役割を①から④でお示ししておりますが、その関係を示したものが右側の図でございます。このように、各主体が、それぞれの役割を認識・分担し、連携した取り組みを進めることが重要であると考えております。なお、こうした協働に向けたそれぞれの役割については、市が本年度策定した「協働のまちづくり促進計画」においても同様の考え方が示されているところでございます。

次に、「(2) 協働のまちづくりの進め方」でございます。協働のまちづくりを推進していくためには、市民等と行政が、段階的かつ継続的に意識の向上を図り、信頼関係を構築しながら熟度を高めていくことが重要となります。協働のまちづくりの進め方に決まったものはございませんが、28 ページには、その取り組みの一例をお示ししております。下の方にはイメージ図を載せておりますが、ステップ 1 として、地域の問題や課題を認識し、まちづくりに対する意識を醸成していく。ステップ 2 として、課題等の解消に向け、まちづくりに関する勉強会やワークショップを開催するとともに、まちづくり団体の設立に向けた準備等を進める。ステップ 3 として、まちづくり団体の設立や、地域のまちづくり計画の作成等、住民による主体的なまちづくりに繋げていく流れとしています。行政は、こうした活動に対して、積極的な情報提供や専門家の派遣、まちづくり団体の支援など、ステップに応じた適切な支援を行うことにより、協働によるまちづくりを進めようとするものでございます。

次に、「(3) 協働のまちづくり制度の活用」について御説明いたします。協働のまちづくりの推進に向けて、行政は、条例等により、市民が主体的にまちづくりに参加できる環境を整備することが求められます。こうした取り組みの例を、3 点ほど掲げております。1 点目は、協働のまちづくり条例です。この条例を

制定することにより、まちづくりを行う団体の認定や、その活動に対する支援を行う仕組みづくりに繋がるものと考えております。2点目は、地区計画の申出制度についてです。平成12年の都市計画法の改正により創設された本制度の活用により、例えば、住民が話し合いで決めた建築物の建て方などに関するルールを、地区計画として定めることが可能となります。3点目は、都市計画の提案制度です。平成14年の都市計画法の改正等により、市民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを可能とする都市計画の提案制度が創設されました。この制度を契機として、まちづくりに対する市民の関心を高め、まちづくりへの市民参加をより実質的なものへと高めていくことが期待されています。

続いて、「2. 各種制度の活用について」でございます。「(1)都市計画法に基づく制度」として、①区域区分の適用、②地域地区の指定・見直しを掲げております。いずれも、土地利用に関する根幹的な制度であり、必要に応じて適切な見直しを行うこととしております。次に、30ページをお開きください。③都市施設から、⑦都市計画事業までを掲げております。都市計画法に基づく施設の都市計画決定や整備を行うほか、長期未着手の都市施設や土地地区画整理事業の見直し、地区計画などの土地利用のルールづくり、開発許可制度の運用などを行うこととしております。

次に、31ページを御覧ください。「(2)その他法令に基づく計画・制度」でございます。主な関連計画等を掲げておりますが、①みどりの基本計画、②景観計画、③中心市街地活性化基本計画については、ここ数年で計画が策定された、又は策定予定であり、こうした計画における取り組みとも連携しながら、都市計画マスタープランの実現に向けた取り組みを進めるものでございます。次に、④として、新たに、立地適正化計画を掲げております。これは、平成26年の都市再生特別措置法の改正により定められた制度で、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地誘導、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランのことです。本市では、人口減少下における今後のまちづくりを見据え、集約型の都市づくりに向けた取り組みとして、この立地適正化計画の策定を検討することとしております。このほか、⑤都市再開発方針、⑥建築協定、⑦農林水産業施策を掲げており、こうした制度との連携・活用を進めることとしております。

続いて、32ページをお開きください。重点プロジェクトについて御説明させていただきます。ここでの重点プロジェクトとは、都市計画マスタープランに定めた方針のうち、特に緊急性が高いと考えられるものを抽出し、重点的に取り組みを進めるものです。

1点目は、都市施設の整備です。国道2号の慢性的な渋滞解消等に向けた岩国大竹道路の整備や、新たなごみ焼却施設等の整備を推進するほか、公共下水道の普及率向上に向けた取り組みを進めていくこととしております。また、都市計画決定後、長期にわたって事業未着手、未整備の都市計画道路や都市計画公園については、見直しに関する方針を定め、これに基づいて必要性や実現性等を適正に評価し、事業の推進若しくは計画の見直しを行うこととしております。

2点目は、土地地区画整理事業の見直しです。本市には、長期に渡って事業が停滞している土地地区画整理事業として、南岩国と西岩国の2地区がございます。これらの地区については、地区の実情をふまえ、地区住民等との協議を重ねながら、当該地区の目指すまちづくりの方向性について整理するとともに、今後の土地地区画整理事業のあり方について検討を行うこととしております。

3点目は、岩国駅周辺整備と中心市街地の活性化です。皆様御承知のとおり、現在、岩国駅周辺整備事業として、岩国駅の東西自由通路や駅舎、駅前広場等の整備を進めております。こうした事業を核として、

東西市街地の一体化や交通結節機能の強化を図るとともに、中心市街地活性化基本計画に基づく取り組みを進め、商業・業務機能や街中居住を支える高次都市機能の集積に向けた市街地の整備・改善を推進することとしております。

続きまして、4点目の愛宕山地区の整備と活用についてです。当地区においては、「高度医療と複合防災施設による医療・防災拠点づくり」というコンセプトのもと、すでに整備された岩国医療センターや消防防災センターを中心に、防災機能を備えた多目的広場の整備を進める等、市民の安心・安全を担う医療・防災交流拠点の形成を図ることとしております。また、国において整備が進められている運動施設エリアについては、施設を活用し、スポーツや文化を通じた日米交流を推進することとしております。

次に、5点目として、医療センター跡地の整備と活用です。医療センターの愛宕山移転等を受け、この跡地において、周辺地域の住環境や自然環境等に配慮した適切な土地利用の誘導を図り、海と山に囲まれた豊かな地域資源を活かし、市民が安心していきいきと暮らすことができるよう「福祉のまちづくり」を目指すこととしております。

次に、6点目の岩国城下町地区のまちづくりの推進についてです。錦帯橋を中心とする「岩国城下町地区」では、景観計画の重点地区の指定、風致地区の指定等によって、歴史的な景観の保全・形成や豊かな自然的景観の維持等を図るとともに、「城下町地区街なみ環境整備事業」の実施等により、魅力ある景観や観光拠点におけるにぎわい、居住環境が調和した市街地環境の整備を進めているところでございます。今後も、こうした取り組みを着実に進めるとともに、錦帯橋の世界文化遺産登録をめざした取り組みや文化的景観制度の活用、住民や来街者の安全性・利便性を確保するための環境整備等を推進し、錦帯橋から広がる、歴史を活かしたまちづくりを進めていくこととしております。

次に、右側の 33 ページを御覧ください。実現化プログラムでございます。都市計画マスタープランは、基準年次から概ね 20 年先を見据えた長期的な方針であることから、取り組みの計画的な推進を図るため、短期的又は中期的に取り組む必要があるものや、段階的に目標を達成していくもの等を勘案し、大枠のプログラムを示しています。右側に取り組みのスパンを示した図を載せております。「これまでの取り組み」として、現計画の基準年次である平成 17 年から、この度の改訂までの取り組みを整理し、「今後の取り組み」として、計画の目標年次である平成 37 年までを「短期」と「中期」に区分し、それぞれ主な取り組みを整理しております。今後、このプログラムを踏まえつつ、具体的かつ詳細な事業・実施の計画を定めた上で、各取り組みを実行していくこととなります。最後に、都市計画マスタープランの最終項目として、都市計画マスタープランの管理と継続的な改善について御説明いたします。本市の今後の都市づくりは、この都市計画マスタープランの方針に基づいて進めていくこととなりますが、その進捗状況を定期的に整理し、適切な管理を行っていくこととします。また、長期に渡る方針となりますので、その間、法制度等の改正や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜改善・見直しを図っていくこととします。説明は以上でございます。御審議の程、宜しく申し上げます。

○塚本会長 都市計画マスタープランの実現に向けてということで、説明いただきました。最初に、整理の意味で確認をしておきますが、ここからの内容は計画内容として決定するというものなのか、それとも今までの計画内容を実現していくためにということで、具体化のために書かれたものなのか、つまりここに書かれている今読み上げられたもの全部を計画内容とするのであれば、相当大変なことが書いてあって、

それをこの場で今の説明で議論するのは大変なことと思います。今説明されたことの位置付けなり、この場で何を議論いただければいいのかということ、確認の意味で事務局から説明していただけますか。

○事務局 この5章の実現に向けてというところは、今まで議論いただきました全体構想、地域別構想、これは方針ですが、それを実現していくための手法であるとか、市民協働というのが大前提なところ、当たり前といえば当たり前ですが、あとは進めていくための手法なので、これを全部やっていくためにはこういったことを適宜組み合わせながら、マスタープランの実現に向けて進めていくことになるので、この中でこの手法が足りないとか、この手法はどういう意味なのかということがあれば、御質問いただきたいと思います。

○塚本会長 わかりました。ということですので、ここに書かれてある事業は全部やりますということではなく、この事業を実現していくにはこのような手法があって、これを使いながら住民参加をこのような形で進めていかれるという、まずはそう理解してよろしいですね。

○事務局 はい。

○塚本会長 はい。その上で、かなり多岐にわたって書かれていますので、特にそういう目で見られて御質問などあればこの際に。

○松川委員 はい。これは非常に難しい問題ですが、29ページの各種制度の活用がありますね。その中の次のページ、31ページ4番の立地適正化計画というのがありますが、最後に立地適正化計画の策定を検討しますと書いていますが、この立地適正化計画というのは市を大きく変えますよね。もっと集約してやっていくという形になると思いますが、これを検討するとなると、マスタープランから今回のこの都市計画審議会で行っているものが大幅に変わっていく可能性があると思いますけれども、立地適正化計画の策定を検討しますというのは、どの程度のお考えかというのを、お聞きしたいんです。

○塚本会長 有難うございます。よろしいですか。

○事務局 まず都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係で、立地適正化計画が決まると都市計画マスタープランを変えないといけないのかという話ですが、集約型という立地適正化計画につながる大きな考えは、既に都市計画マスタープランに掲載していますし、そこから大きくずれていくような方向のものではないと思います。そのうえで、立地適正化計画というのは、都市計画マスタープランの方法の一部、という捉え方になっておりますので、立地適正化計画を定めたら、これが都市計画マスタープランの一部となって、一緒に進めていきます、という流れになりますので、立地適正化計画を定めても、都市計画マスタープランを変える必要が出てくるとは考えておりません。この検討ですが、今は全国的にも、県内でも、立地適正化計画を定めたり取り組みを進める市が増えてきていますので、そういった中で、岩国市も何もしないという訳にはいきませんので、具体的に計画を立てたりということまでは、まだお答えできませんが、都市計画マスタープランでも集約の考え方を示しておりますので、そういった流れの中で立地適正化計画を実際は検討していくという考えです。

○事務局 私達が最初に立地適正化計画に対して思ったような、市内のエリアごとに、その中のどこかだけが都市機能誘導区域になってしまって、他が取り残されてしまう、そういう立地適正化になるのではないのかという懸念がおりるかと思いますが、私達も最初そう思いましたが、つくり方として、どこを都市機能誘導区域にするとか、中心拠点区域にするとか、それ以外の地域拠点というものを複数持つというような

立地適正化計画も、色々と出来ている経緯がありますので、つくり方としては例えば中心市街地だけ、岩国駅前だけが都市機能誘導区域で中心拠点になってしまっていて他のところには拠点が何もないというような立地適正化計画をつくるわけにもいかないと思いますし、そういったものである必要もないと思っていますので、これから立地適正化計画をつくる時には、このマスタープランのエリアの中でどこをよりコアな、核になる地域にしつつ、周辺の居住誘導区域をどのあたりまで広げるか、残った地区はどのように緑地なりの保全をしていくかというのをマスタープランと整合を図りながらやっていけば、必ずしも岩国市の今のどこかだけに偏るというような立地適正化計画にはならない可能性も十分あると思っていますので、これから立地適正化計画について、色々と勉強させていただきながら、地域の中で漏れが生じる、どこかに置いてけぼりの地区をつくっていくことのないように考えていきたいと思っています。その辺はまた御意見を皆さんにいただきながら、考えたいと思っています。

○松川委員 難しい問題ですのでこれ以上は申し上げませんが、立地適正化計画というのは今後一番中心になっていくものだと思うので、積極的に整合性を図りながらやっていただければと思います。

○塚本会長 はい、有難うございます。他に。

○藤重委員 この協働のまちづくりに関して、岩国市の中で市民生活部がつくられた協働のまちづくり促進計画というものが、さっき少しお言葉の中で出たと思いますが、御担当のジャンルでもやはり違いますので、アクションプランも当然変わってくるとは思いますが、少なくとも、この序文にある協働のまちづくりのための市民の役割ですから、まちづくり団体・NPOの役割、企業等の役割、この辺に関するもの、そしてその右にある、いわゆるフローチャートと言うか、この辺の組織図というのは同じ市の中ですので、当然共有化されて、市民が見たときにどう違うのだろうという疑問が生じないような踏襲の仕方というか、そういうものが検討していただけるとありがたいなと思います。私自身が、岩国市協働のまちづくり推進委員会に参加しましたので、ちょっと我々がそこで見ていたものを見ましても、若干表現の違いがあるようなので、また御検討いただけたらと思います。

○塚本会長 はい、有難うございます。今の点、よろしいですか。何か回答ございますか。

○事務局 協働のまちづくり促進計画の方は、確認させていただいた上で、整合が取れているというところとところで修正はしておりますけれども、どちらが正しいのかというような、誤解を生じるようなものがあればもう一度確認して、修正させていただきたいと思っています。

○藤重委員 まちづくりに参加する色んな団体等について、例えばいわゆる研究機関であるとか、いわゆる技術者、有識者であるとか、そういうのも確か今年度つくられた計画案の中の協働のブロックの参加者としては入っていたような気がします。その辺も含めて。それが適用されるのは27ページの4分の3くらいのところだと思いますが、御検討いただければと思います。

○塚本会長 はい、有難うございます。はい、お願いします。

○隅委員 同じくさっきのまちづくりのマスタープランの実現に向けてという中で、まちづくり団体・NPOの役割というのがありますね。この、まちづくり団体というのは、すでにある団体もあるわけですね。そしてここでまちづくり団体を新たに設立していくというステップの中にも、そういうことが載っていますが、協働のまちづくりの2のまちづくり団体・NPOのところでは、すでに多方面にわたって活動を展開しています、あるいは活動を行っていますというような言い方で載っています。そうすると、そこに新しい

団体を作るのなら、今後もこれらの団体の役割は重要性を増していくという、今後もということは、すでに過去にやっているという言葉です。ですから、今後とするのを取ってしまえば今から新しいものもそこに加えられるのかなと思います。ちょっと言い方について。お分かりですかね。

○塚本会長 有難うございます。今の質問について、お分かりですか。

○事務局 新たなまちづくり団体の設立等を踏まえた内容や表現を、ということだろうと思いますが。

○隅委員 ここにもそれは入ってはいるんですね。意味としては。

○事務局 意味としましては、今あります、まちづくり団体、まちづくり団体以外にも市民活動支援センターに登録されているような団体であるとか、そう言ったものを含めて。あとはまちづくりに関しての団体というのを今から作っていくことができたらしの思っていますが、用語をという意味ですか。

○隅委員 用語が要る。そしたらこの項目の中に、その新しくまちづくり団体の設立とされた団体も入るという事が必要ではないかという考え方ですが。

○塚本会長 よろしゅうございますか。はい、有難うございます。

○事務局 表現の方法ということで、検討させていただけたらと思います。

○塚本会長 他にいかがですか。はい、お願いします。

○廣田委員 私も同じようなところですが、今まで縷々各専門の方から岩国市の各地域における計画を見て、マスタープランを実現するための方向が、今議論されていると思いますが、そこに協働のまちづくりということで、要するに、住民主体のまちづくりをやっていく、そしてマスタープランを実現していこうということだと思います。で、それを右側の役割分担のイメージで市民が上に、みんなそれぞれの役割を持つわけですが、今お話にありましたまちづくり団体・NPO、それから企業、行政がバックアップしますよ、継続的にPDCAでやっていきますよ、ということと思いますが、この推進していくまちづくり団体というところがクローズアップされていると思いますが、ステップ2の次のページ、まちづくり団体の設立準備等、より積極的な活動が挙げられますということで、これから今あるまちづくり団体プラス、このプランを実現していくために設立していくのだろうと理解しました。それで、次の都市計画の提案制度、平成14年から都市計画法の改正によって、まちづくりNPO等による都市計画の提案制度が創設されましたと書いてありますが、岩国市では、平成14年からどれくらいのまちづくり団体が設立されているのか、ちょっとお話を伺いたいと思います。それは何故かという、最後のページ、33ページで、今後の実現化プログラムを見ると、一番上の住民参加・主体のまちづくり制度の設立等で、中期目標の概ね5年程度で終わるようになっていきますので、平成14年からどのくらい設立されて、中期の終わる段階でどれくらいを目標としているのかなという、アバウトな数字がもしあればお聞かせ願いたいです。差し向き今どれくらい団体がありますか。

○塚本会長 はい、有難うございます。回答いただけますか。

○事務局 まちづくり団体ということですが、都市計画以外のまちづくり団体も当然あって、一緒にやっていただけたらと考えているところですが、都市計画提案制度とか、そういった関係のまちづくり団体で言えば、川下の土地区画整理事業を廃止したときに設立した、川下地区まちづくり協議会、実際こういったまちづくり協議会のような大きな団体というのは、今のところ、この制度を設立してからで言いますと、川下まちづくり協議会が設立されて、まちづくり計画も立てられたのですが、それ以外の大きな団

体というのは、市としては把握しておりません。目標として、具体的にどれくらい増やすかというのもちよっとお答えはできませんが、先ほども質問がありましたように、西岩国の区画整理事業の廃止に伴って、大きな範囲ですので、まちづくり協議会という形を想定していますので、そういったところが少しずつ増えていくのかなと考えています。まちづくりと言いましても、何かきっかけがないと、なかなか盛り上がるというのも難しいと思いますので、今後どんどん増やしていくというのは、正直難しいかなと考えています。

○塚本会長 はい、よろしいでございますか。

○廣田委員 はい、有難うございます。市民の役割の地域活動への参加、この辺りから、今言われたように、実際に団体を作るとなると大変ですが、それに向けて市民がプランを見ながら、自分たちの街に対して意識を持つということが、それにつながっていくというふうに、とてもいい進行図ができていると思います。有難うございました。

○塚本会長 はい、有難うございました。他にどなたかございますか。はい、お願いします。

○小澤委員 ちょっと1点、提案ですが、27 ページの一番右上、行政の役割の中で、重要性・緊急性が高い事業等については、国や県に対しても積極的な働きかけを行っていきますという表現で、働きかけを行うというのは少し弱いかなと思うのですが、というのは例えば岩国土木建築事務所と市の都市建設部とは、県民・市民イコール住民の立場ですから、一緒になって色々な取り組みを進めてきましたし、成果を挙げてきています。それを踏まえると、例えば国や県とも積極的に連携を図っていきますとか、そのような表現の方がいいかなと思っております。それともう1点、すみません。質問です。不勉強で申し訳ありません、28 ページの協働のまちづくり条例、とあります。これは例えば県内で制定されている市町とか、そういうのが事例としてあるのでしょうか、ということを教えていただければと思います。以上2点です。

○塚本会長 有難うございます。回答はございますか。

○事務局 最初の行政の役割の文章については検討させていただきます。協働のまちづくり条例の制定をしている市町ですが、県内では山口市とか、宇部市で策定をされていますが、ここでの協働のまちづくり条例というのは、何種類かありまして、都市計画の手続きの様なものを定めたもの、ただ単に協働でまちづくりを行っていきますよというような方針だけ定めたものの2種類があるように見受けられます。山口市とか宇部市さんが制定されているのは、協働でまちづくりを行っていきますよという、市民協働の立場からつくられた条例で、ここでのまちづくり条例というのは、この中でいうと、そういった市民協働で、さらに都市計画の提案とかそういったものを含めて、手続き的なことも含めたような条例を想定していますので、そのような条例は県内で見つけることができなかったんですが、例えば金沢市であるとか、他都市でそういうものをつくっているところはございました。ちょっと全部は調べきれていないので申し訳ありませんが。

○小澤委員 わかりました。で、これはそれを制定していきたいという意思表示ですか。求められますと書いてありますが、どういう位置付けなのかよくわからなかったのでお聞きしますが。かなり大きな重たい話だろうと思って質問したんですが。

○事務局 この中に都市計画の提案制度とかそういったものを含めたような条例を定めているものが多いので、実際、都市計画提案制度については、市でも手続き要領等によって、できるような制度をつくってい

ますので、それを踏まえた上で、他にも条例という形で必要になってくれば、定める事を検討したいと思っています。

○小澤委員 定めるかどうかも含めて検討しますということでよろしいですか。

○事務局 はい。

○塚本会長 はい、有難うございました。他にございますか。はい、座長がこんなことを言うのもあれなんです、今の部分は色んなことが色んなレベルの話、決めることじゃなくて、やりたいということとか、ただ単に紹介しているものとか、かなり色んなレベルが、尚且つ、どの場面で誰に対して何をやろうなどの前提条件なしに並列で書かれていますから、これを見られて分かれる方がおかしいという様な、専門家の目から見ると、そういう気がします。これが本当に都市マスを実現するためにどの段階で誰にとって何が必要だ、というような、ある程度きちんとした位置付けをされずに、だらっと書かれているというのは、付けておいただけということに等しい気がしますので、計画内容としてきちんと書かれるのであれば、位置付けなり、整理された上で本当に今回の都市計画マスタープランを実現するために必要なもの、できればいいもの、それから、まちづくりの団体についても全部の地域で団体を作ろうとか、作りたいと思っているわけでは当然ないですね。やはり何かアクションを起こされる時にということであれば、岩国市の広いところで、やってもほんとに一部で、それでさえ、そういった組織を作るといのは何年もかかることです。担当のところではわかっておられるかもしれませんが、計画として全部横並びにされると、非常にわかりにくくなっているのではないかという懸念をさせていただいたので、それも含めて計画ということになれば、きちんと整理される方が良いと思いますので、これは感想ですが、意見じゃなくて申し上げさせていただきます。特に今の事について回答は求めませんので。では他に、全般的に御意見でちょっと言い忘れたこと等ございますか。もし無いようでしたらちょうど時間もびつたりですので、この辺りでお返ししたいと思いますけど、よろしいでしょうか。では、今後の審議の流れについての御説明があるということですので、事務局の方をお願いいたします。

○事務局 本日は貴重な御意見をいただき、有難うございました。都市計画マスタープランの改訂に向けた、今後の流れについて説明させていただきます。本日いただいた意見をもとに、計画案の調整をさせていただき、1月から2月にかけて、パブリックコメントを実施することとしております。お手元に、本日配布資料として「岩国市都市計画マスタープランの改訂版、素案」をお配りしております。この素案に本日の意見の反映、その他時点修正や参考資料等を加えたものを、パブリックコメントにかける予定です。このパブリックコメントで市民の皆様からいただいた意見をふまえ、再度計画案を調整した上で、「諮問」という形で、本審議会に改めてお諮りしたいと考えております。諮問の時期は、3月下旬を予定しております。日程が決まりましたら事前にお知らせさせていただきますので、年度末の御多忙の折と存じますが、御協力いただきますようお願いいたします。

○塚本会長 という事です。特に何かございますか。無いようでしたら、本日予定された議事については、以上でございます。皆様の御協力により、円滑な審議を行うことができました。有難うございました。

○事務局 委員の皆様方におかれましては、熱心な御審議をいただき、有難うございました。以上をもちまして、第21回都市計画審議会を閉会いたします。有難うございました。

[16 時閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

平成 28 年 12 月 22 日

議事録署名委員

浅 田 睦 子

議事録署名委員

福 田 邦 彦
